

公告第 23-015 号

2024 年 3 月 1 日

被 保 険 者 各 位

東和薬品健康保険組合

理事長 木 田 臣 哉

2024 年 3 月 1 日付、東和薬品健康保険組合の規約を変更いたしましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項に基づき下記の通りお知らせします。

新旧条文対照表

改正後	改正前
第 4 4 条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>102 分の 55.5</u> は事業主、 <u>102 分の 46.5</u> は被保険者において負担する。	第 4 4 条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>98 分の 51.5</u> は事業主、 <u>98 分の 46.5</u> は被保険者において負担する。